湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

彦根市・愛荘町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成21年10月4日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エ(イ)a中「びわ湖・近江路観光圏構想の推進」を「びわこ湖東路観光協議会事業」に、「連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め」を「連携による広域観光を推進し、圏域ならではの魅力ある観光資源を活用することにより」に、「農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(イ)b(a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(イ)b(b)中「発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取組」を「活用」に、「連携し、」を「連携しながら」に改め、同号エ(イ)b(c)を削り、同号エ(イ)b(d)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(イ)b(d)を同号エ(イ)b(c)とし、同号エ(イ)c(a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(イ)c(b)中「「金剛輪寺」」を「の一つである金剛輪寺」に改め、「乙の」を削り、「整備に取り組む」を「一つである「湖東三山館あいしょう」からの情報発信に取り組み、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る」に改め、同号エ(イ)c(c)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ウ)を削り、同条第2号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 取組の内容

a 圏域の1市4町で組織された湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内の地域公共交通の共通課題の解決に向けて連携して取り組む。

b 鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなど地域公共交通機関がネットワークとして機能するよう、圏域内の地域公共交通全般にわたり調査・検討し、地域公共交通の改善に取り組む。

c 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体として、予約型乗合タクシー「愛のりタ

クシー」を引き続き運行する。

d　鉄道へのアクセス向上のため、ＪＲ稲枝駅改築その他の駅関連施設や駅周辺施設などの整備を推進する。

e　路線バス、予約型乗合タクシー等の路線図および時刻表の発行、情報紙やインターネットホームページを通じた情報発信、バス待ち環境の改善等、地域公共交通の使いやすさおよび分りやすさの向上に取り組む。

f　圏域内の地域公共交通の利用向上を図るため、関係機関と連携しながら地域公共交通の啓発に取り組む。

第３条第２号ア(イ)ａ中「彦根市地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」に、「圏域内における」を「圏域内の」に改め、同号イおよびウを削り、同号エを同号イとし、同条第３号を次のように改める。

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

職員の人材育成、交流等

ア　取組の内容

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材を育成し、圏域全体の行政力の向上を図るため、合同による研修および研究を行い、併せて職員間の交流を行う。

イ　甲の役割

(ア)　甲が職員研修を実施するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ)　甲乙共有の政策課題等について、甲がその対応策等を研究するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が共同で研究する機会を設ける。

ウ　乙の役割

(ア)　乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ)　甲乙共有の政策課題等について、乙がその対応策等を研究するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が共同で研究する機会を設ける。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその１通を保有する。

平成26年12月22日

甲　彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長　　大久保　　貴

乙　愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町

愛荘町長　　宇　野　一　雄

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

彦根市・豊郷町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成21年10月4日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エ(イ)a中「びわ湖・近江路観光圏構想の推進」を「びわこ湖東路観光協議会事業」に、「連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め」を「連携による広域観光を推進し、圏域ならではの魅力ある観光資源を活用することにより」に、「農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(イ)b(a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(イ)b(b)中「発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取組」を「活用」に、「連携し、」を「連携しながら」に改め、同号エ(イ)b(c)を削り、同号エ(イ)b(d)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(イ)b(d)を同号エ(イ)b(c)とし、同号エ(イ)c(a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(イ)c(b)中「と連携して」を「および関係機関と連携しながら」に改め、同号エ(イ)c(c)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ウ)を削り、同条第2号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 取組の内容

a 圏域の1市4町で組織された湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内の地域公共交通の共通課題の解決に向けて連携して取り組む。

b 鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなど地域公共交通機関がネットワークとして機能するよう、圏域内の地域公共交通全般にわたり調査・検討し、地域公共交通の改善に取り組む。

c 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体として、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」を引き続き運行する。

d 鉄道へのアクセス向上のため、JR稲枝駅改築その他の駅関連施設や駅周辺施設な

どの整備を推進する。

e　路線バス、予約型乗合タクシー等の路線図および時刻表の発行、情報紙やインターネットホームページを通じた情報発信、バス待ち環境の改善等、地域公共交通の使いやすさおよび分りやすさの向上に取り組む。

f　圏域内の地域公共交通の利用向上を図るため、関係機関と連携しながら地域公共交通の啓発に取り組む。

第3条第2号ア(イ)a中「彦根市地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」に、「圏域内における」を「圏域内の」に改め、同号イおよびウを削り、同号エを同号イとし、同条第3号を次のように改める。

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

職員の人材育成、交流等

ア　取組の内容

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材を育成し、圏域全体の行政力の向上を図るため、合同による研修および研究を行い、併せて職員間の交流を行う。

イ　甲の役割

(ア)　甲が職員研修を実施するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ)　甲乙共有の政策課題等について、甲がその対応策等を研究するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が共同で研究する機会を設ける。

ウ　乙の役割

(ア)　乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ)　甲乙共有の政策課題等について、乙がその対応策等を研究するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が共同で研究する機会を設ける。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成 26 年 12 月 22 日

甲　彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長　　大久保　　　貴

乙　犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長　　伊　藤　定　勉

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

彦根市・甲良町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成21年10月4日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エ(ｲ) a 中「びわ湖・近江路観光圏構想の推進」を「びわこ湖東路観光協議会事業」に、「連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め」を「連携による広域観光を推進し、圏域ならではの魅力ある観光資源を活用することにより」に、「農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ｲ) b (a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(ｲ) b (b)中「発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取組」を「活用」に、「連携し、」を「連携しながら」に改め、同号エ(ｲ) b (c)を削り、同号エ(ｲ) b (d)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ｲ) b (d)を同号エ(ｲ) b (c)とし、同号エ(ｲ) c (a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(ｲ) c (b)中「ふるさと交流村」を「せせらぎの里こうら」に、「、観光」を「により、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光」に改め、同号エ(ｲ) c (c)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ｳ)を削り、同条第2号ア(ｱ)を次のように改める。

(ｱ) 取組の内容

a 圏域の1市4町で組織された湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内の地域公共交通の共通課題の解決に向けて連携して取り組む。

b 鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなど地域公共交通機関がネットワークとして機能するよう、圏域内の地域公共交通全般にわたり調査・検討し、地域公共交通の改善に取り組む。

c 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体として、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」を引き続き運行する。

d 鉄道へのアクセス向上のため、ＪＲ稲枝駅改築その他の駅関連施設や駅周辺施設な

どの整備を推進する。

e　路線バス、予約型乗合タクシー等の路線図および時刻表の発行、情報紙やインターネットホームページを通じた情報発信、バス待ち環境の改善等、地域公共交通の使いやすさおよび分りやすさの向上に取り組む。

f　圏域内の地域公共交通の利用向上を図るため、関係機関と連携しながら地域公共交通の啓発に取り組む。

第3条第2号ア(ｲ)a中「彦根市地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」に、「圏域内における」を「圏域内の」に改め、同号イおよびウを削り、同号エを同号イとし、同条第3号を次のように改める。

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

職員の人材育成、交流等

ア　取組の内容

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材を育成し、圏域全体の行政力の向上を図るため、合同による研修および研究を行い、併せて職員間の交流を行う。

イ　甲の役割

(ｱ)　甲が職員研修を実施するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(ｲ)　甲乙共有の政策課題等について、甲がその対応策等を研究するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が共同で研究する機会を設ける。

ウ　乙の役割

(ｱ)　乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(ｲ)　甲乙共有の政策課題等について、乙がその対応策等を研究するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が共同で研究する機会を設ける。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成26年12月22日

甲　彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長　　大久保　貴

乙　犬上郡甲良町大字在士353番地1

甲良町

甲良町長　　北　川　豊　昭

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

彦根市・多賀町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成21年10月4日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号エ(ｲ)a中「びわ湖・近江路観光圏構想の推進」を「びわこ湖東路観光協議会事業」に、「連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め」を「連携による広域観光を推進し、圏域ならではの魅力ある観光資源を活用することにより」に、「農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ｲ)b(a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、乙および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(ｲ)b(b)中「発掘整備、彦根城の世界遺産登録に向けた取組」を「活用」に、「連携し、」を「連携しながら」に改め、同号エ(ｲ)b(c)を削り、同号エ(ｲ)b(d)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ｲ)b(d)を同号エ(ｲ)b(c)とし、同号エ(ｲ)c(a)を次のように改める。

(a) びわこ湖東路観光協議会事業などを通じ、圏域ならではの魅力を活かした体験型観光や滞在型観光の商品づくりなど、甲および関係機関と連携しながら圏域内の観光の振興を図る。

第3条第1号エ(ｲ)c(b)中「多賀大社」を「多賀大社周辺」に、「甲と連携して、」を「甲および関係機関と連携しながら」に改め、同号エ(ｲ)c(d)中「、農山村と都市」を「圏域と他の地域」に改め、同号エ(ｳ)を削り、同条第2号ア(ｱ)を次のように改める。

(ｱ) 取組の内容

a 圏域の1市4町で組織された湖東圏域公共交通活性化協議会において、圏域内の地域公共交通の共通課題の解決に向けて連携して取り組む。

b 鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなど地域公共交通機関がネットワークとして機能するよう、圏域内の地域公共交通全般にわたり調査・検討し、地域公共交通の改善に取り組む。

c 湖東圏域公共交通活性化協議会を実施主体として、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」を引き続き運行する。

d 鉄道へのアクセス向上のため、JR稲枝駅改築その他の駅関連施設や駅周辺施設な

どの整備を推進する。

e　路線バス、予約型乗合タクシー等の路線図および時刻表の発行、情報紙やインターネットホームページを通じた情報発信、バス待ち環境の改善等、地域公共交通の使いやすさおよび分りやすさの向上に取り組む。

f　圏域内の地域公共交通の利用向上を図るため、関係機関と連携しながら地域公共交通の啓発に取り組む。

第3条第2号ア(イ)a中「彦根市地域公共交通総合連携計画」を「湖東圏域地域公共交通総合連携計画」に、「圏域内における」を「圏域内の」に改め、同号イおよびウを削り、同号エを同号イとし、同条第3号を次のように改める。

(3)　圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

①　職員の人材育成、交流等

ア　取組の内容

職員の資質および政策課題への対応力等を高め、地域をけん引する人材を育成し、圏域全体の行政力の向上を図るため、合同による研修および研究を行い、併せて職員間の交流を行う。

イ　甲の役割

(ア)　甲が職員研修を実施するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ)　甲乙共有の政策課題等について、甲がその対応策等を研究するに際し、乙の求めに応じて、乙の職員が共同で研究する機会を設ける。

ウ　乙の役割

(ア)　乙が職員研修を実施するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が当該研修に参加する機会を設ける。

(イ)　甲乙共有の政策課題等について、乙がその対応策等を研究するに際し、甲の求めに応じて、甲の職員が共同で研究する機会を設ける。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成 26 年 12 月 22 日

甲　彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長　　大久保　　貴

乙　犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

多賀町

多賀町長　　久　保　久　良